

- 行政相談を受けてみませんか -

予約・問合せ先：市民保健課市民係（東本郷庁舎窓口②） ☎ 2215



どこに相談すればいいか、分からない・・・
年金のこと、子育てのこと、道路・交通のこと・・・

そんなときはひとりで悩まず、行政相談へ。
どんなお悩みも行政相談委員と一緒に考えます。



※行政相談員は、相談内容について、秘密を厳守します。また、相談は無料で受けられます。

医療保険

勤務先が健康保険に未加入
加入を促してほしい

子育て

児童手当の手続きはどうした
らよいか教えてほしい

社会福祉

認知症の親を介護している
何か受けられるサポート
はないだろうか

道路・交通

交通標識が見えにくく不便
通学路の危険性を改善
してほしい

このほか、くらしに関するお困りごととはなんでも一度ご相談してみてください！行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け活動しています。くらしに関するあなたの声を行政に届けます。※事前予約制

開設日時：9月10日、24日、10月8日、22日 10時～15時 ※毎月第2、第4水曜日に開設

場所：市役所東本郷庁舎別館2階小会議室3

ふじのくに出会いサポートセンター出張登録相談会

問合せ先 福祉事務所社会福祉係（東本郷庁舎窓口⑥） ☎ 2216

静岡県と市町が運営する結婚支援拠点「ふじのくに出会いサポートセンター」は、結婚を希望する方に安心な出会いを提供し、静岡県で暮らすふたりの未来をサポートします。

マッチングシステムを導入し、出会いの機会を提供するとともに、ご希望に応じて婚活に関するアドバイスや交際中の悩み事など、様々なご相談に対応いたします。

安心して利用いただける結婚支援サービスを利用して、“これから”を共に歩むお相手探しを始めませんか。

＜下田市出張登録・相談会＞

センター職員が個別に登録のサポートや結婚相談（保護者の方への説明を含む）に対応します。※相談会は無料です。

○日時 10月25日（土）10～17時

○会場 道の駅開国下田みなと 会議室2

○申込方法 右記二次元コードから申込みください。

※完全予約制



ふじのくに出会いサポートセンター「しずおかマリッジ」

助けあい、支えあう「年金」ってとても大事

年金は老後のためだけに、いゝ障害年金についていゝ年金というところ、老齢年金のイメージがありますが、現役世代の方でも、病気やけがなどで障害が残った際、障害年金が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気や怪我の初診日（最初に診療を受けた日）に、加入していた年金制度によって、受給する障害年金の種類が決まります。（初診日に国民年金へ加入していた場合は、障害基礎年金になります。）

【次の①～③の条件をすべて満たす必要があります。】

① 20～60歳で国民年金に加入している。20歳前又は60～65歳で厚生年金に加入していない期間、障害の原因となった病気やけがの初診日となる。

② 病気やけがによる障害の程度が、※障害認定日または20歳に達した際、障害年金の1級または

は2級となっている。（障害者手帳の級とは異なります。）

※障害認定日とは、障害の程度を定める日、初診日から1年6か月が経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがの症状が変わらなくなった（固定した）場合はその日。

③ 初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、または初診日のある前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。（20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。）

また、納付要件は初診日時点の状態を確認を行うため、通院を始めてから遡って未納期間の国民年金保険料を納付しても、障害基礎年金は受ける事が出来ません。

「もしも」のときのために、国民年金保険料を納付しておきましょう。

問合せ先
市民保健課国保年金係
（東本郷庁舎窓口③） ☎ 222922

防災かわら版

問合せ先：防災安全課防災係（河内庁舎2階） ☎ 364145

～9月は防災月間です～

大正12年（1923）9月1日に発生した関東大震災を教訓として、毎年9月1日を「防災の日」に制定しています。また、9月は風水害も多くなるため、防災月間として定め、災害に対する備えなどの意識向上を図っています。この機会に各家庭でも防災対策に取り組んでみましょう。

■家庭で取組む防災対策

災害時にスムーズな避難を行うためには、日ごろからの準備・確認が重要になります。今回は家庭で取り組むことができる防災対策についてご紹介します。

○避難ルートの確認



防災安全課で配布している『わたしの避難計画』などを活用して避難ルートの確認をしてみましょう。自宅周辺の災害リスクや避難場所の確認をしておくことが迅速な避難につながります。

避難ルートが確認できたら、実際に歩いて避難にかかる時間の計測や危険な箇所の確認を行ってみましょう。自分の目で確認することで災害時の避難をイメージできます。

○非常用持出品と備蓄食料の準備



避難するときに持ち出す非常用持出品には、ラジオ、懐中電灯、非常食など日常的に使うものを用意しておきましょう。また、非常時に数日間生活できる食料や水の備蓄も忘れずに行いましょう（目安として3日分用意しておきましょう）。

備蓄の際は、賞味期限が切れる前に消費し買い足すローリングストックを行うことで備蓄品の鮮度を保つことができます。

○安全スペースの確保



大規模地震が発生した際には自分の身を守るとともに、避難経路の確保が重要になります。そのうえで家具の固定は欠かせません。防災安全課では家具固定器具の購入費に対して補助金を交付しているため、必要に応じてご活用ください。

また、室内になるべくものを置かない「安全スペース」（ものが落ちてこない・倒れてこない・移動しない空間）を作っておくのもよいでしょう。

ご紹介した対策以外でも家庭で取り組めることから始めてみましょう。また、わたしの避難計画や防災関連の補助制度については防災安全課が担当していますので、ぜひご活用ください。

【同報無線による放送を聞き逃した皆様へ】

同報無線放送後24時間以内であれば、放送内容を電話により確認できます。

（ご利用には通話料金がかかります）**電話番号 0558-36-3866**